このため、証券監視委では、できるだけ多くの方から情報が寄せられるように電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で情報を受け付けている。また、政府広報や講演会においても情報提供を呼びかけるなど、有益な情報が多数寄せられるよう、積極的に取り組んでいる。

なお、金融商品取引業者と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報については、証券監視委の検査等において有効に活用することはもちろんであるが、情報提供者が個別的な紛争解決を求めている場合には、金融商品取引の利用者からの相談、苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証券・金融商品あっせん相談センター」を紹介するなどの対応を行っている。その他、証券監視委の所管ではない商品先物取引などに関する苦情等についても、適宜、関係する相談窓口を紹介している。

2　情報の受付状況

証券監視委が平成21年度において一般投資家や市場関係者等から受け付けた情報は7,118件である。平成20事務年度（6,412件）と比較すると約１割増加している。この受付件数の増加については、様々な要因が考えられるが、平成20事務年度において情報提供の呼びかけに係る見直しを行ったことや、証券監視委等の職員を装った者による未公開株に関する悪質な電話勧誘等に係る情報提供が348件と多数寄せられたこと、また、そのような電話について広く報道されたこと等が、影響を与えたものと考えられる。

情報提供手段の内訳を見ると、インターネット4,293件、電話1,917件、文書380件、来訪60件、財務局等から回付を受けたものが468件となっており、全受付件数の約６割をインターネットが占めている。また、ここ２年ほど、電話による受付件数の増加が顕著である。

情報の内訳を見ると、相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関するものが3,889件、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関するものが835件、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものが1,349件、その他の意見等が1,045件となっている。

このうち、個別銘柄に関するものとしては、相場操縦の疑いに関するものが最も多く、全受付件数の約４割（2,753件）を占めている。その次に多いのは、風説の流布・偽計の疑いに関するもので、全受付件数の約１割（627件）を占めており、インターネットの掲示板等への根拠のない噂や投資判断などの書込みについての情報提供が中心となっている。その他、内部者取引の疑いに関する情報も多く寄せられている。

発行体に関するものとしては、有価証券報告書等の虚偽記載に関するものが多く（152件）、次いで疑わしいファイナンスに関するもの（143件）、有価証券報告書等の未提出（109件）となっている。

※　有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった情報については、従来、「個別銘柄」に関する情報として区分していたが、平成21年８月以降、このような発行会社（発行体）自身による不正行為が疑われる情報については、「発行体」に関する情報として区分することとしている。

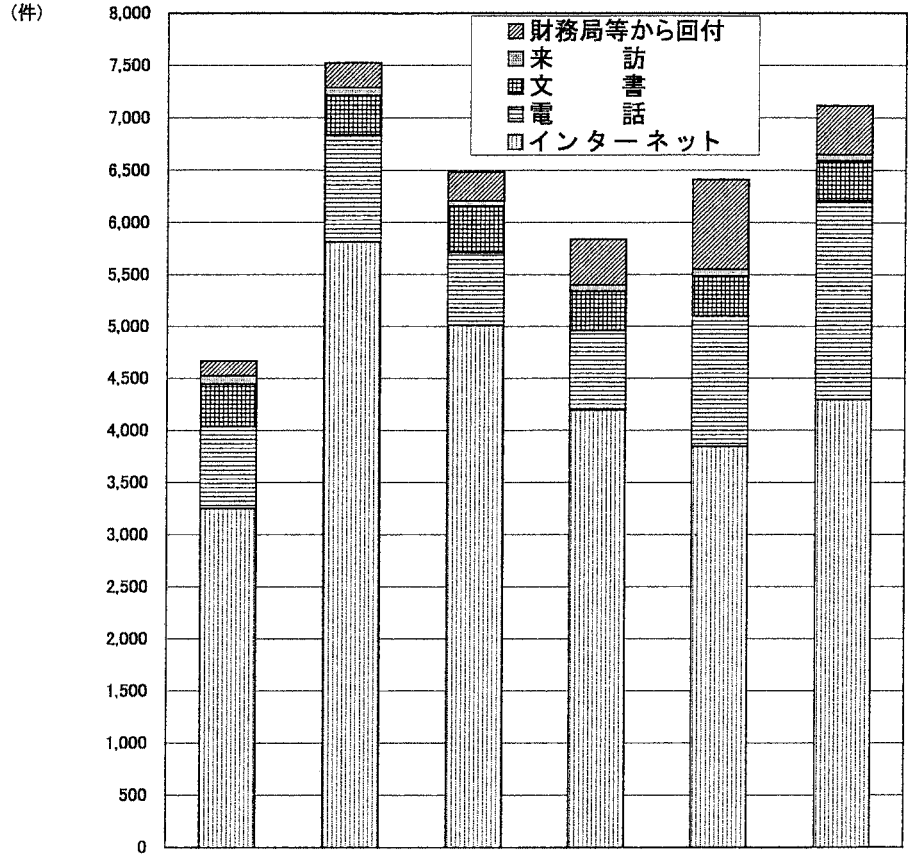
金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものとしては、取引システムのトラブル（141件）や顧客の知識等に照らして不当な勧誘（122件）など多様な情報が寄せられている（詳細は別図参照）。

《情報の連絡先》

郵送：〒100―8922　東京都千代田区霞が関３－２－１
証券取引等監視委員会事務局
市場分析審査課　情報処理係
代表電話：03―3506―6000（内線3091、3093）
直通電話：03―3581―9909
Ｆ　Ａ　Ｘ：03―5251―2136
インターネット：https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

情報の受付状況

（別図）



（件）

区分＼年度	16	17	18	19	20	21
インターネット	3,251	5,815	5,011	4,193	3,847 (974)	4,293
電　話	787	1,022	702	766	1,253 (406)	1,917
文　書	408	377	443	381	384 (93)	380
来　訪	80	73	50	58	67 (15)	60
財務局等から回付	143	239	279	443	861 (264)	468
合　計	4,669	7,526	6,485	5,841	6,412 (1,752)	7,118

（注1）20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月
（注2）20年度(　)内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間（21年4月～6月）の件数